このほか、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等の機会を活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進するため、官民合同の協議会を通じた取組を推進する。

（国際的な情報交換等）

海外の研究者等を招へいした講演会の開催や海外における食生活等の実態調査等を進める。

また、国際的な機関の活動に協力するとともに、これを通じて情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流を促進する。

さらに、国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対して、国民の認識を深めるために、その実態や国際的な機関による対策等の情報を提供するほか、栄養改善事業の国際展開に取り組む。

第４　食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

１．多様な関係者の連携・協働の強化

食育に関連する施策を行っている主体は、地方公共団体、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室、その他の食に関わる活動等の関係者、更には様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数である。

また、食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家族の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や推進しやすい社会環境づくりが重要になっている。

したがって、施策の実効性をこれまで以上に高めていくためには、食育に係る多様な関係者が、その特性や能力を生かしつつ、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、地域レベルや国レベルの緊密なネットワークを築き、多様な取組を推進していくことが極めて重要であり、その強化に努める。

２．地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進

食育基本法においては、都道府県及び市町村に対し、国の基本計画を基本として、都道府県及び市町村の区域内における推進計画を作成するよう努めることを求めており、平成27年度までに全都道府県及び76.7％の市町村において推進計画の作成がなされた。

食育推進計画を作成した都道府県及び市町村においては、計画に基づき、また、第３次食育推進基本計画を基本として、新たな計画の作成や改定を行いながら、継続的に食育の推進を検討し、その充実を図ることが求められる。一方、全国各地で地域に密着した食育に関する活動が推進されるためには、残りの23.3％の市町村についても推進計画を可能な限り早期に作成することが求められる。

このため、国は都道府県とともに、市町村における推進計画の作成が促進されるように働きかけ、食育の推進がより一層充実するよう必要な資料や情報を提供するとともに、技術的な支援にも努めていくなど支援を行う。

また、都道府県及び市町村は、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアや関係機関等の協力も得つつ、地域において多様な関係者の連携・協働の下、食育を推進する中核となる人材の育成と地域の特性に応じた実効性の高い食育の推進に一層取り組むことが期待される。

国は、そのための情報の提供等支援を行う。

３．積極的な情報提供と国民の意見等の把握

「食育ガイド」の活用も含め、多様な手段を通じて積極的な情報提供を行うよう努める。

また、対象者の特性や多様なニーズも考慮しつつ、国民の意見や考え方等を把握し、できる限り施策に反映させていくことが必要であり、その促進に努める。

４．推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めてその推進状況について、毎年度把握し、その効果等を評価して、広く国民にも明らかにし、また、評価を踏まえた施策の見直しと改善に努める。

また、引き続き、選択と集中の強化、施策の重複排除、府省庁間連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底を図る必要がある。

５．基本計画の見直し

基本計画については、計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時検討する。

また、基本計画の見直しに当たっては、施策の成果の検証結果を十分活用する。

平成28年度塩需給見通しの公表について

塩事業法（平成８年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき、平成28年度塩需給見通しを次のとおり策定したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

平成28年３月31日　　財務大臣　麻生　太郎

平成28年度塩需給見通し

（単位：千トン）

項目＼用途別	生活用	業務用	ソーダ工業用	合計
需要見込数量 (A)	162	(753) 1,820	5,818	7,800
期首在庫 (B)	46	200	1,200	1,446
供給見込数量 (C)	167	1,871	5,885	7,923
うち国内産	132	800	—	932
外国産	35	1,071	(118) 5,885	6,992
計 (D)＝(B)＋(C)	213	2,071	7,086	9,369
期末在庫 (D)－(A)	51	251	1,268	1,570

(注)

１．○「生活用」は、主に小売店を通じて販売され、家庭用及び飲食店等において使用されるものである。

○「業務用」は、食料品その他の物資の製造、融氷雪用等に使用されるもの（ソーダ工業用を除く。）である。

○「ソーダ工業用」は、かせいソーダ、ソーダ灰等の特定化学製品の製造に使用されるものである。

○需要見込数量の業務用欄の（　）内は、食料品製造業用の数量で内数である。

○供給見込数量のうち「外国産」は、輸入された塩及び輸入された塩をもとにして製造された塩の数量であり、ソーダ工業用欄の（　）内は副産塩の数量で内数である。

２．塩需給見通しは、塩事業法に基づく登録を受けた業者（製造・輸入・卸売）及び塩事業センターからの平成28年１月末時点の販売見込数量等の報告に基づき策定している。

３．単位未満四捨五入のため、不突合を生じる場合がある。

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五－八五〇一　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294
定価　本号一部一ヵ月一、六四一円（本体一、五一一〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日